

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定によつて、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成二十年十一月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分(%)	その他規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録有効期限
広島県第一〇三四号	炭酸カルシウム肥料	五三・〇炭酸カルシウム肥料	アルカリ分五三・〇	その他の制限事項は公定規格のとおり	日東粉化工業株式会社 大阪府大阪市西淀川区佃七丁目二番一二号	平成二六年五月二八日
広島県第一一三〇号	混合有機質肥料	有機PK	窒素全量一・〇 りん酸全量七・〇 加里全量六・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社東城ポートリー 広島県庄原市東城町帝釈宇山五一二番地の二	平成二三年七月一八日
広島県第一一三一号	加工家きんふん肥料	発酵有機P三―四―三	窒素全量三・〇 りん酸全量四・〇 加里全量三・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社東城ポートリー 広島県庄原市東城町帝釈宇山五一二番地の二	平成二六年八月六日
広島県第一一三二号	混合有機質肥料	BN醜醇有機キトサン一号	窒素全量四・〇 りん酸全量三・〇 加里全量二・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社東城ポートリー 広島県庄原市東城町帝釈宇山五一二番地の二	平成二三年八月六日
広島県第一一二五号	副産石灰肥料	うらべ粉状石灰質肥料	アルカリ分四六・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	ト部産業株式会社 広島県福山市新浜町一丁目五番一五号	平成二六年九月二一日
広島県第一〇六九号	副産石灰肥料	粒状苦土入りカキ副産石灰一号	アルカリ分五三・〇 く溶性苦土一一・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	丸栄株式会社 広島県広島市中区十日市町一丁目四番三一号	平成二六年九月六日

広島県第 一一〇七号	広島県第 一〇七二号	広島県第 一〇七一号	広島県第 一一四〇号	広島県第 一一三三号
副産石灰 肥料	副産石灰 肥料	副産石灰 肥料	加工家 きんふん 肥料	混合石灰 肥料
苦土入り カキ副産 石灰五号	粒状カキ 副産石灰 四八号	粒状苦土 入りカキ 副産石灰 三号	BN発酵 鶏糞	粒状苦土 入りカキ 混合石灰 七号
アルカリ分 四八・〇 く溶性苦土 五・〇	アルカリ分 四八・〇	アルカリ分 四八・〇 く溶性苦土 三・〇	窒素全量 三・〇 りん酸全量 四・〇 加里全量 三・〇	アルカリ分 四八・〇 く溶性苦土 七・〇
含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は公定規格 のとおり	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は公定規格 のとおり	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は公定規格 のとおり	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は公定規格 のとおり	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は公定規格 のとおり
丸栄株式会社 広島県広島市 中区十日市町 一丁目四番三 一号	丸栄株式会社 広島県広島市 中区十日市町 一丁目四番三 一号	丸栄株式会社 広島県広島市 中区十日市町 一丁目四番三 一号	株式会社東城 ポーター 広島県庄原市 東城町帝釈宇 山五一一二番 地の二	丸栄株式会社 広島県広島市 中区十日市町 一丁目四番三 一号
平成二六年 一月一日	平成二六年 一月一日	平成二六年 一月一日	平成二六年 一月二四 日	平成二六年 九月一六日